

第118回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和3年12月20日(月)

開催場所：大阪府咲洲庁舎 23 階中会議室

案 件	審議結果等
クスリのアオキ泉大津我孫子店(泉大津市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ドラッグコスモス東大阪加納店(東大阪) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
松坂屋高槻店(高槻市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
イオン南千里店(吹田市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
エコーン・ロゼ(富田林市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。